

指定廃棄物

各県における最終処分場の整備について

平成25年5月10日

1

主要施設

各県では、指定廃棄物の処理を行うため、以下の施設を整備します。

施設	宮城県	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県
計画最終 処分量(トン)	9,900	6,700	13,700	1,800	7,400
仮設焼却炉	35トン/日	100kg/日	50トン/日	—	—
焼却対象物 仮置き場	3日分	—	3日分	—	—
埋立地	53セル 250m ³ ×53 =13,250m ³	34セル 250m ³ ×34 =8,500m ³	72セル 250m ³ ×72 =18,000m ³	12セル 250m ³ ×12 =3,000m ³	38セル 250m ³ ×38 =9,500m ³
その他	管理施設、搬入道路、構内道路、防災調整池				
敷地周辺	残置緑地及び造成緑地				

2

施設の必要面積

指定廃棄物最終処分場施設の必要面積

(単位:m²)

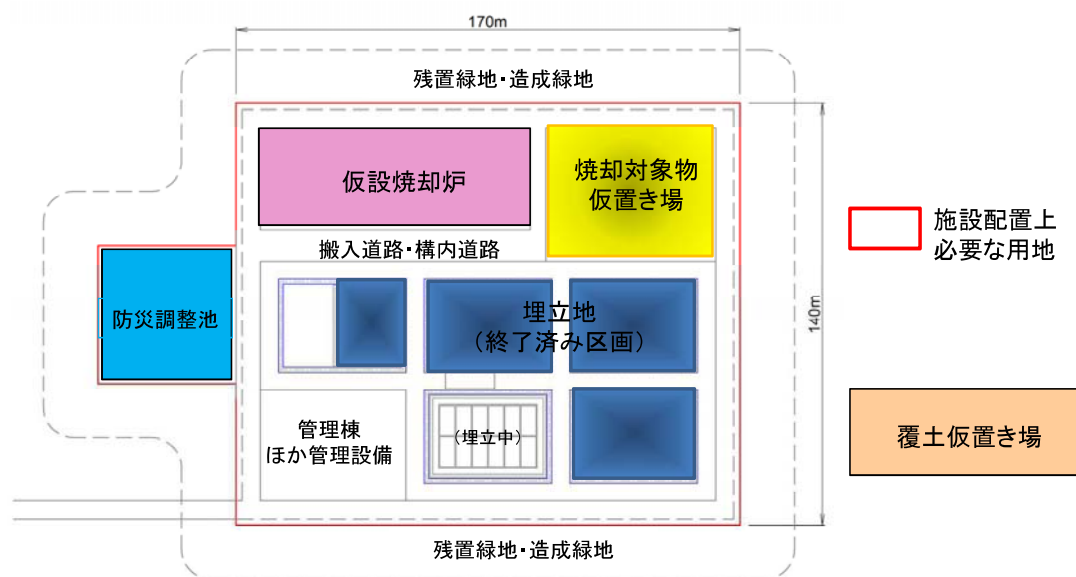
施設名		宮城県	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県※
施設	①埋立地	10,100	6,300	11,900	2,300	7,300
	②仮設焼却炉(前処理設備及び灰出し設備含む)	3,000	500	4,000	0	0
	③焼却対象物仮置き場	2,500	0	3,200	0	0
	④管理施設	1,600	1,400	1,600	1,300	1,300
	⑤搬入道路・構内道路	6,600	4,200	6,500	2,700	4,400
	⑥防災調整池	2,600	1,600	2,600	1,200	2,000
	面積計	26,400	14,000	29,800	7,500	15,000
その他	残置森林・造成森林	6,600	3,500	7,500	1,900	3,800
	覆土仮置き場	4,100	3,000	5,300	1,500	3,500

※傾斜地に整備する場合は、土地造成に伴い発生する法面の面積が必要

3

施設配置例

宮城県の施設配置例



4